

愛荘町空家等対策協議会について

愛荘町の空家等の対策について

- 空家等の問題は物件所有者だけの問題ではなく、防災、衛生、景観等多岐にわたる問題です。
- 愛荘町では平成29年度より「愛荘町空家等対策協議会（法定協議会）」を設置し、空家等の対策を総合的に推進しています。
- 本協議会では、地域住民、建築士、金融機関等、多様なバックグラウンドを持った方々にご参画いただき、対策方針について多面的な議論を進めています。
- 本年度より、本町が有する地域特性をいままで以上に空家等対策に反映させるため、各小学校区から委員にご就任いただきました。
- 空家等の利活用モデルを検討するため、連携する大学からも委員にご就任いただいています。



利活用できる空家等

利活用の推進
(担当:みらい創生課)



利活用が難しい空家等

適正管理
(担当:建設・下水道課)

愛荘町空家等対策計画
(設置・運営・見直し)

- ・空き家バンクの運営
- ・利活用にかかる周知、広報
- ・補助制度等の設置、運用(新規)
- ・空家等の利活用モデルの検討(新規)

- ・適正管理にかかる周知、広報
- ・特定空家の認定等にかかる事務(新規)
- ・愛荘町空家等の適正管理に関する条例の設置、運営(新規)

愛荘町空家等対策協議会について

- 国では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を制定し、その中で市町村に対して「空家等対策計画」を制定し、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう求めました。
- 町では、同法を受け、平成29年3月に「空家等対策協議会条例（平成29年愛荘町条例第3号）」を制定し、愛荘町空家等対策協議会を設置・運営し対策を進めてきました。

【所掌事務】

- (ア) 空家等対策計画の作成および変更に関すること
- (イ) 空家等の利活用の促進に関すること
- (ウ) 特定空家等の認定および措置に関すること
- (エ) その他協議会において必要と認められる事項

今年度 検討項目

- (1) 空家等対策条例の制定に関すること
特定空家(*1)の認定を行う上で必要な条例の整備を今年度行います。
同条例についての検討・協議を本協議会で実施します。
- (2) 空家等利活用の推進に関する効果検証
今年度より利活用を推進するため新たな補助制度を整備しました。
本補助制度によって空き家の利活用が進んだか、また補助制度以外の利活用促進策について本協議会でご意見を頂きます。
- (3) 愛荘町空家等対策計画の見直しに関すること
平成29年3月に制定した愛荘町空家等対策計画の中間見直しを令和4年度に実施します。
本計画をどのように見直すか、どのような調査が必要となるか等について、本協議会でご意見を頂きます。

*1: 防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある(及ぼしている)空家等